

# 指定訪問介護事業所 運営規程

社会福祉法人 清明会

ヘルパーステーション はなみずき

## 第1条（事業の目的）

社会福祉法人清明会が設置運営する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ヘルパーステーション はなみずき
- 2 所 在 地 八千代市島田台998番4

## 第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の種類、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 サービス提供責任者

介護福祉士2名以上（常勤換算数）

（常勤2名以上、訪問介護員兼務2名以上）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- 3 訪問介護員等

訪問介護員 2.5名以上（常勤換算等）

利用者の数が40名以上又はその端数を増やすごとに1名以上加える。

訪問介護等は、指定訪問介護の提供にあたる。

## 第5条（営業日及び営業時間）

事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までの平日とし、祝日も同様に営業する。

ただし、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く。

- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 連絡等 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

#### 第6条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、八千代市、佐倉市、印西市、船橋市の区域とする。

#### 第7条（訪問介護の内容及び利用料等）

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

- 1 身体介護
  - 2 家事援助
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から道のりで1キロメートルあたり37円を徴収する。
  - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### 第8条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### 第9条（研修）

訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回

#### 第10条（秘密の保持）

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 事業所は、従業者と雇用契約において前項の内容を堅守する旨を明記するものとする。

#### 第11条（虐待の防止のための措置）

人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見に努めることとする。尚、虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見のために以下の措置を講じることを推進し、福祉の増進に努める。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- （2）虐待の防止のための指針の策定
- （3）虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- （4）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任

#### 第12条（その他運営についての留意事項）

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人清明会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付 則

この規定は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成14年11月 1日から施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成18年 7月16日から施行する。

この規定は、平成19年12月11日から施行する。

この規定は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。